

奈良県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年十一月十八日

奈良県知事 山下 真

## 奈良県条例第十二号

奈良県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

奈良県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（平成三十年三月奈良県条例第六十六号）の一部を次のように改正する。

第十八条第六号中「第二条第十七項」を「第二条第十八項」に改める。

### 附 則

この条例は、令和七年十一月二十日から施行する。